

久慈市復興推進計画

平成 26 年 10 月 15 日

岩 手 県 久 慈 市

1. 計画の区域

久慈市全域

2. 計画の目標

平成 23 年 3 月 11 日、東日本沿岸地域を襲ったマグニチュード 9.0 の東日本大震災は、沿岸部を中心に未曾有の被害をもたらした。本市においても、死者 4 人、行方不明者 2 人、重軽傷者 10 人のほか、住宅、事業所等の全壊 359 棟など、被害総額は約 311 億円にのぼり、甚大な被害を受けた。

特に、商工関係については、商業関係 57 社、工業関係 49 社が被災し、その被害額は約 150 億円と被害総額の約半分を占めている。

このような中で、多数の離職者が出たところであり、震災前から雇用情勢の厳しい本市にとって、雇用の維持及び創出は被災者の安定した生活を確保するための大きな課題となっている。

このことから、被災離職者の受け入れを行う企業であるとともに、本市の中核的産業を担う立地企業の体力強化を支援することにより、地域経済の活性化と雇用機会の創出を図る。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

市内の中核的な産業である輸送用機械器具製造業について、事業者の設備投資等を支援し、雇用機会の拡充を図るとともに、安定した雇用の確保を促進する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

① 事業の内容

本市に立地する北日本造船株式会社（以下、「対象事業者」という。）が、市内半崎地区及び湊町地区において、ケミカルタンカーの建造工場を建設するために必要な資金を貸し付ける事業

② 貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本市の輸送用機械器具製造業は、市内の製造業の従業者数で第４位の中核的な産業である。また、対象となる事業は輸送用機械器具製造業の従業者数の約 29%を占める事業者が実施するものであり、設備投資の規模も対象事業者の年間の減価償却費を大きく上回るものである。

したがって、当該事業を行うことは、目標に掲げた「被災離職者の受け入れを行う企業であるとともに、本市の中核的産業を担う立地企業の体力強化を支援することにより、地域経済の活性化と雇用機会の創出を図る」ことを達成するために必要かつ有効な事業であり、当該計画の目標達成に大きく寄与する中核的な事業である。

③ 施行規則第２条に規定する該当事業
施行規則第２条第６号

④ 利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名
株式会社 岩手銀行
株式会社 日本政策投資銀行

⑤ 特別の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金（３億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第４４条の規定に基づく措置）

５．当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

本市では、久慈市復興計画において、重点プロジェクトとして雇用機会の創出と就業支援を挙げており、被災離職者や被災地域に居住する求職者を雇い入れた事業主に対する助成金の支給、企業の進出等による工場等の

新增設等への支援、地域資源を活用した起業や商品開発等による内発型産業の創出等に取り組むこととしている。

今般、対象事業者が行う事業は、震災後に求められている雇用の場の創出を図るものであり、本工場において建造の主流となっているケミカルタンカーの生産性の向上と増産体制が図られ、雇用が維持されるとともに新規雇用が創出されることとなる。

また、今後の需要増が見込まれる大型船の建造にも対応が可能となり、将来の更なる工場拡張が期待されるとともに、重要港湾に位置付けられる久慈港の貨物取扱量の拡大にも貢献するものである。

このことは、本市における復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生に寄与するものである。

6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項に基づき、岩手県の意見を聴取した。

また、本市、株式会社岩手銀行、株式会社日本政策投資銀行、対象事業者を構成員とする久慈市復興推進協議会（地域協議会）において、法第4条第6項の規定に基づく協議を行った。